

共有資料

名倉 勇一郎 先生（名倉司法書士事務所）より、下記のご意見を賜りました。

1) 医療同意について、ACPなどの本人の意思確認は、ACPそのものだけでなく、その確認のプロセスにおける、家族を含めた関係者との話し合いの中で、家族や関係者の思いを本人に伝える、本人が家族や関係者の思いを認識するという意味合いも重要だと思います。

2) 個人的に、各種ガイドラインにおける判断基準の差異（特に、後見事務のガイドラインと他のガイドラインで、判断能力を確認する者が異なること、判断基準が異なること）が、気になっています。それらガイドライン利用の調整が必要なのではないかと思います。